

「松本市ユニバーサルデザイン推進基本指針」を策定してから17年、「松本市ユニバーサルデザイン推進会議」の設置が9年が経過しましたので、これまでの取組みの成果等を報告するものです。

経過

- H16. 2 まつもとユニバーサルデザインネットワーク研究会 発足
- 20. 6 松本市ユニバーサルデザイン推進基本指針を策定
「ひとづくり」「まちづくり」「ものづくり」「ソフトづくり」の分野でUDを推進
- 28. 6 第1回松本市ユニバーサルデザイン推進会議 以降、毎年開催
- 7 まつもとユニバーサルデザインネットワーク研究会が法人化
(一社)まつもとユニバーサルデザイン研究会が設立
- 30. 12 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律
地方自治体がUDを推進する責務

松本市ユニバーサルデザインのこれまでの取組成果等

ひとづくり

学校教育 小学校4年生の教育課程で学習

生涯学習 人権学習会等を実施

ジェンダー平等センター R6開設

ものづくり

アイデアコンクール(まつもとUD研究会)入賞作品
「だれでもベンチ」を松本駅にお城口広場に設置 R7設置



松本市ユニバーサルデザイン推進基本指針の各分野における主な取組み

まちづくり

公共施設へのAED設置
第1次～4次配備計画 R元完了



学校施設のトイレ洋式化 R7完了
今後、長寿命化・改築工事を控える学校を除く

保育園のトイレ洋式化
計画する全ての園 R7完了

ソフトづくり

BIZ UDPゴシック
BIZ UDP明朝 Medium
BIZ UDゴシック
BIZ UD明朝 Medium

行政文書
UDフォントに統一 R3統一

市ホームページ
「JIS X 8341-3:2016」準拠

広報紙アプリを導入
(多言語機能、読み上げ機能、
文字拡大機能等) R3導入



制度上の位置付け

松本市公共施設等総合管理計画(H28.6策定、R4.1改訂)・・・基本方針に、「松本市ユニバーサルデザイン推進基本指針」における考え方等を踏まえ、公共施設(建築物)の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

松本市個別施設計画(R3.3)・・・ユニバーサルデザイン化(多目的トイレ、スロープの設置等)を進める。

松本市都市計画マスタープラン(R4.3)・・・人に優しく、安全で安心な道づくりを推進するため、中心市街地や鉄道駅等を中心にユニバーサルデザインに基づくまちづくりを推進します。

法律への対応状況

国の法整備

ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成30年法律第100号）において、地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進する責務を有することが記載されました。

地方公共団体が施策の策定及び実施に当たり留意する事項

松本市の取組み

第6条第2項

地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

国及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項に特に留意しなければならない。

一 障害者その他その身体の状態に応じて日常生活又は社会生活上特に配慮を要する者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするための教育の内容及び方法の改善及び充実に努めること。

（インクルーシブ教育の推進と特別支援教育の充実 等）

二 障害者、高齢者等の多様な就業の機会を確保すること。

（松本市障害者就労施設等からの物品等の調達推進指針 等）

第8条第1項

三 障害者、高齢者等の自立及び社会における活動への参画を支援するために、まちづくりその他の観点を踏まえながら、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を確保すること。

（学校トイレ、公衆トイレ等の洋式化、鉄道駅等のエレベーター設置促進 等）

四 障害者、高齢者等の言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段並びに情報の取得及び利用のための手段を確保すること。

（広報誌アプリ 等）

五 障害者、高齢者等が安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするために必要な防災上の措置を講ずること。

（防災行政無線の整備 等）

六 法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票に関し、障害者、高齢者等が円滑に投票を行うことができるようにすること。

（投票所における身障者用記載台、スロープの設置 等）

第10条

地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現を図るためには国民の理解と協力を得ることが欠くことのできないものであることに鑑み、社会的障壁に関する体験学習等ユニバーサル社会の実現に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。

（学校、公民館における教育、ジェンダー平等センターの取組み 等）

第11条

地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けて、障害者、高齢者等にとって利用しやすい施設及び製品の普及並びにそのための調査研究、技術開発等の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

（UDベンチの設置調整 等）

松本市の次期基本計画における位置付け

基本計画への記載

現在、松本市では、基本構想2030の後期計画である第12次基本計画の策定を進めています。「誰一人取り残されない」持続可能で、多様性と包摂性のあるまちの実現に向けたSDGsの達成に寄与する計画にすることを基本計画策定の視点に据え、これは、ユニバーサルデザインの取組みとも共通するものであると記載しました。

基本計画	UD記載箇所	認識
第7次 (H13～17)	記載なし バリアフリーの記載のみ	導入
第8次 (H18～22)	5か所に記載 (人権、障害、交通、観光、まちづくり)	推進
第9次 (H23～27)	5か所に記載 (高齢者、障害者、公衆衛生 等)	
第10次 (H28～R2)	3か所に記載 (公園整備、学校教育、社会教育)	
第11次 (R3～7)	記載なし	浸透
第12次 (R8～12)	前文に記載	定着

今後の松本市の取組みにおいても、ユニバーサルデザインの考え方を決して特別なものとするのではなく、あらゆる施策の中でベースとなる視点として位置付け、各施策を進めていきます。

3 計画策定の視点

- 市民に身近で分かりやすい計画とします
総合計画は、行政にとって市政運営の指針であるとともに、まちづくりの方向性などを市民と共有するためのものです。基本的な理念や目標、方向性については前期計画を継承しつつ、社会背景の変化や前期計画の成果と課題を踏まえて内容をより精緻化することで、市民にとって身近で分かりやすい計画とします。
- 具体的な行動につながる計画とします
まちづくりの主役は市民一人ひとりであり、それぞれの主体的な取組みが重要です。また、様々な困難に立ち向かい大きな変革を成し遂げるためには、一人ひとりの意識や行動が何よりも重要です。そこで、それらの主体的な取組みを支える施策を整理し、市民と行政が理念と方向性を共有した上で、具体的な行動につながる計画とします。
- 組織や分野を越えて取り組む計画とします
市民一人ひとりの行動を支えるためには、個別分野における現状と課題を的確に把握し、施策の方向性を深めることが必要です。一方で、行政課題が複雑化する中で、従来の縦割りを越えた横の連携がますます重要になっています。そのため、後期計画で重点的に取り組むべき視点を共有し、関連施策を整理することで、組織や分野の枠を越えて横断的に取り組むことができる計画とします。
- SDGsの達成に寄与する計画とします
平成27(2015)年9月の国連サミットで全会一致により採択されたSDGs(持続可能な開発目標)は、国際社会の共通目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で、多様性と包摂性のあるまちの実現に向け、SDGsが掲げる17の目標は、ジェンダー平等やユニバーサルデザインの推進など、松本市の取組みとも多くの共通点を有しています。経済・社会・環境の広範な課題に統合的に取り組むことにより、SDGsの達成に寄与する計画とします。

